

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

沢井製薬株式会社

(E00976)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	9
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	14
6 【研究開発活動】	14
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3 【設備の状況】	16
1 【設備投資等の概要】	16
2 【主要な設備の状況】	16
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
(1) 【株式の総数等】	18
① 【株式の総数】	18
② 【発行済株式】	18
(2) 【新株予約権等の状況】	19
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	25
(4) 【ライツプランの内容】	25
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	25
(6) 【所有者別状況】	25
(7) 【大株主の状況】	26
(8) 【議決権の状況】	27
① 【発行済株式】	27
② 【自己株式等】	27
(9) 【ストックオプション制度の内容】	27

(10)	【従業員株式所有制度の内容】	33
2	【自己株式の取得等の状況】	34
	【株式の種類等】	34
(1)	【株主総会決議による取得の状況】	34
(2)	【取締役会決議による取得の状況】	34
(3)	【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	34
(4)	【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	34
3	【配当政策】	35
4	【株価の推移】	35
(1)	【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	35
(2)	【最近6月間の月別最高・最低株価】	35
5	【役員の状況】	36
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	39
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】	39
(2)	【監査報酬の内容等】	45
①	【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	45
②	【その他重要な報酬の内容】	45
③	【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	45
④	【監査報酬の決定方針】	45
第5	【経理の状況】	46
1	【連結財務諸表等】	47
(1)	【連結財務諸表】	47
①	【連結貸借対照表】	47
②	【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	49
	【連結損益計算書】	49
	【連結包括利益計算書】	50
③	【連結株主資本等変動計算書】	51
④	【連結キャッシュ・フロー計算書】	53
	【注記事項】	55
	【セグメント情報】	71
	【関連情報】	71
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	71
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	71
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	71
⑤	【連結附属明細表】	74
	【社債明細表】	74
	【借入金等明細表】	74
	【資産除去債務明細表】	74
(2)	【その他】	74

2	【財務諸表等】	75
(1)	【財務諸表】	75
①	【貸借対照表】	75
②	【損益計算書】	77
	【製造原価明細書】	78
③	【株主資本等変動計算書】	79
	【注記事項】	83
④	【附属明細表】	87
	【有形固定資産等明細表】	87
	【引当金明細表】	87
(2)	【主な資産及び負債の内容】	88
(3)	【その他】	88
第6	【提出会社の株式事務の概要】	89
第7	【提出会社の参考情報】	90
1	【提出会社の親会社等の情報】	90
2	【その他の参考情報】	90
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	91
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【事業年度】	第67期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
【会社名】	沢井製薬株式会社
【英訳名】	SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤井 光郎
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 末吉 一彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 末吉 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (百万円)	63, 853	67, 603	80, 502	89, 823	105, 454
経常利益 (百万円)	12, 703	15, 096	17, 601	19, 091	20, 619
当期純利益 (百万円)	7, 183	9, 026	12, 022	12, 192	14, 053
包括利益 (百万円)	7, 281	9, 631	11, 641	12, 344	14, 517
純資産額 (百万円)	50, 863	58, 574	61, 479	101, 302	112, 398
総資産額 (百万円)	117, 056	123, 399	127, 842	149, 348	166, 179
1 株当たり純資産額 (円)	3, 210. 32	3, 693. 68	2, 027. 15	2, 755. 29	3, 053. 29
1 株当たり当期純利益金額 (円)	456. 07	570. 49	386. 71	365. 18	382. 26
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	407. 33	470. 13	318. 17	330. 41	381. 85
自己資本比率 (%)	43. 4	47. 4	48. 0	67. 8	67. 6
自己資本利益率 (%)	15. 1	16. 5	20. 1	15. 0	13. 2
株価収益率 (倍)	15. 7	15. 4	14. 5	17. 3	18. 6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5, 938	7, 813	12, 255	13, 422	12, 112
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20, 362	△2, 370	△1, 373	△8, 283	△14, 123
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24, 755	△4, 578	△10, 969	△178	△921
現金及び 現金同等物の期末残高 (百万円)	19, 805	20, 670	20, 583	25, 536	22, 603
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	912 〔597〕	991 〔651〕	1, 050 〔700〕	1, 121 〔786〕	1, 239 〔903〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (百万円)	63, 601	68, 089	79, 646	88, 969	104, 678
経常利益 (百万円)	11, 942	12, 449	17, 399	18, 669	20, 293
当期純利益 (百万円)	6, 849	7, 484	16, 132	11, 967	13, 880
資本金 (百万円)	11, 814	11, 900	11, 959	27, 106	27, 124
発行済株式総数 (千株)	15, 807	15, 837	15, 856	38, 125	38, 137
純資産額 (百万円)	47, 144	52, 768	60, 320	99, 936	110, 860
総資産額 (百万円)	109, 139	113, 579	126, 412	147, 533	164, 336
1 株当たり純資産額 (円)	2, 975. 62	3, 327. 59	1, 989. 21	2, 718. 12	3, 011. 46
1 株当たり配当額 (円) (内、1 株当たり中間配当額) (円)	110. 00 (40. 00)	140. 00 (60. 00)	170. 00 (70. 00)	140. 00 (90. 00)	105. 00 (50. 00)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	434. 89	473. 03	518. 91	358. 44	377. 57
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	388. 28	389. 01	427. 79	324. 29	377. 16
自己資本比率 (%)	43. 1	46. 4	47. 7	67. 7	67. 4
自己資本利益率 (%)	15. 6	15. 0	28. 6	14. 9	13. 2
株価収益率 (倍)	16. 5	18. 5	10. 8	17. 7	18. 8
配当性向 (%)	25. 3	29. 6	16. 4	26. 5	27. 8
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	807 〔498〕	879 〔515〕	998 〔685〕	1, 075 〔770〕	1, 199 〔885〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 第66期の 1 株当たり配当額140円は、平成25年10月 1 日付の株式分割前の 1 株当たり中間配当額90円と当該株式分割後の 1 株当たり期末配当額50円を合算した金額となっております。したがって、株式分割前から 1 株所有している場合の 1 株当たりの年間配当額は190円相当であり、株式分割後換算の年間配当額は95円相当であります。

2 【沿革】

年月	事項
昭和23年7月	医薬品の製造及び販売を目的として、大阪市旭区に澤井製薬株式会社（現 沢井製薬株式会社）を資本金195千円で設立。
昭和36年7月	本社工場（当時）の生産ラインを自動化。
昭和37年7月	ニンニクエキスの製法特許を取得し、ビタミンB1製剤を発売。
昭和43年2月	大阪市旭区に大阪第二工場（現 大阪工場）完成。
昭和47年11月	製造から販売に至るまでの物流整備を目的として、大阪市都島区に発送センターを新設。
昭和49年7月	大阪市旭区に本社社屋（当時）完成。
昭和54年1月	商号を沢井製薬株式会社に変更。
昭和56年7月	九州工場（福岡県）完成。
昭和58年9月	九州工場第2期工事（一般製剤及びシロップ製剤製造設備）完成。
昭和59年3月	研究設備の増設と充実を目的として、大阪市旭区に大阪研究所を開設。
昭和60年3月	メディサ新薬株式会社（現 連結子会社）設立。
昭和60年6月	九州工場第3期工事（注射剤製造設備）完成。
昭和62年3月	メディサ新薬株式会社九州工場（福岡県）完成。
平成元年5月	九州工場第4期工事（注射剤製造設備増設ほか）完成。
平成2年4月	研究開発部門拡大を目的として、大阪市旭区に研究開発センターを新設。
平成3年3月	発送センターを分離独立し、全額出資子会社株式会社アクティブワークを設立。
平成3年9月	株式取得により、メディサ新薬株式会社を子会社化。
平成4年4月	メディサ新薬株式会社九州工場第2期工事（包装設備）完成。
平成4年10月	三田工場（兵庫県）完成。
平成6年8月	製剤研究の充実を目的として、大阪市旭区に製剤研究センター（当時）を開設。
平成7年9月	日本証券業協会に店頭登録。
平成8年4月	メディサ新薬株式会社九州工場第3期工事（製品倉庫・品質管理分析室・食堂等）完成。
平成9年3月	メディサ新薬株式会社九州工場第4期及び5期工事（一般製剤製造設備・自動倉庫増設）完成。
平成12年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成14年2月	九州工場第5期工事（経口用持続性製剤等製造設備・包装設備）完成。
平成15年3月	東京証券取引所市場第一部に指定。
平成16年4月	連結子会社である株式会社アクティブワークを吸収合併。
平成17年2月	三田工場第2期工事（一般製剤製造設備増設・特殊製剤設備）完成。
平成17年10月	日本シユーリング株式会社茂原工場（千葉県、現関東工場）を譲受け。
平成18年11月	大阪市淀川区に新本社・研究所社屋完成。本社・研究所機能を集約。
平成18年11月	株式取得により、化研生薬株式会社を子会社化。
平成20年5月	メディサ新薬株式会社九州工場第6期工事（経口固形製剤増産設備等）完成。
平成21年3月	三田工場第3期工事（一般製剤製造設備増設）完成。
平成21年10月	製剤研究センター（現 製剤技術センター）を開設。
平成22年4月	持分取得により、ケーエム合同会社を完全子会社化。
平成22年6月	株式取得により、メディサ新薬株式会社を完全子会社化。
平成24年4月	会社分割により、メディサ新薬株式会社の生産事業を吸収し、同社の九州工場を第二九州工場として承継。
平成25年3月	関東工場に製剤工場を新設。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、主な事業内容は、医療用医薬品及び一般用医薬品の製造及び販売であります。

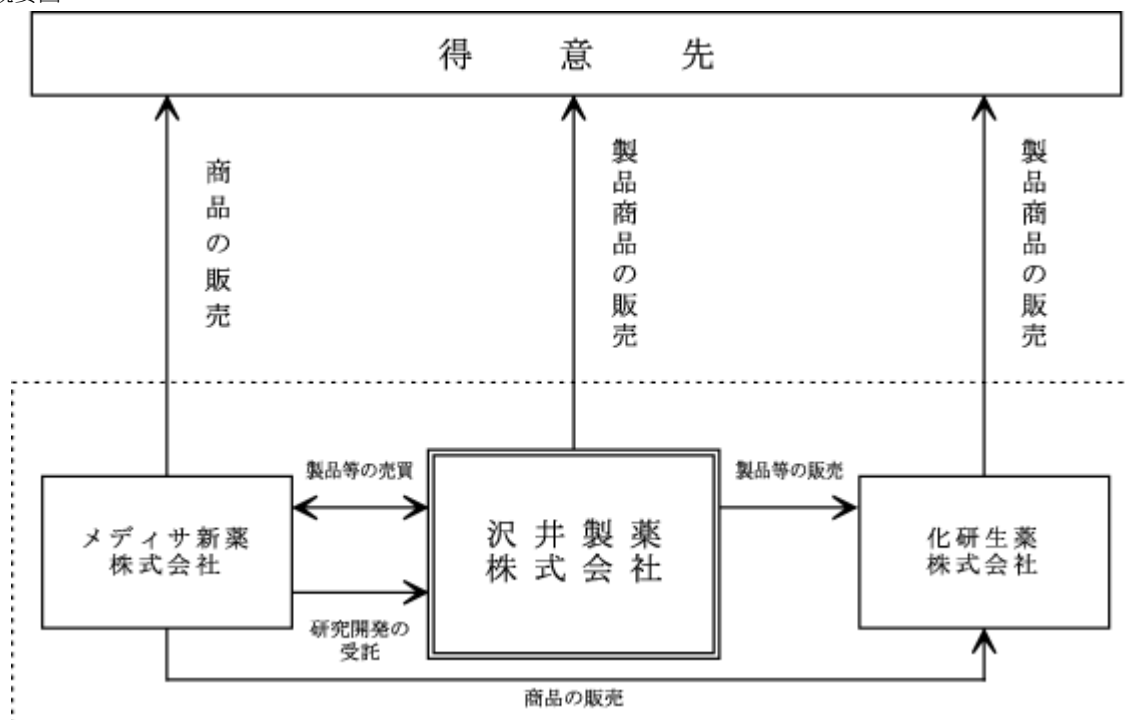
各社の事業内容及び位置づけは、次のとおりであります。

製薬事業： 当社は製造した医薬品を販売会社、卸売店及び他の医薬品メーカーに販売するほか、医療機関にも直接販売しております。

メディサ新薬株式会社は、医療用医薬品の販売を行っており、当社と化研生薬株式会社並びに他の医薬品メーカーとの間で、製品等の売買を行っております。また、当社は同社より研究開発の一部を受託しております。

化研生薬株式会社は、医療用医薬品の製造及び販売を行っており、同社は当社及びメディサ新薬株式会社から製品等を購入しております。

概要図



（注）点線で囲まれた部分は、連結の範囲を示しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) メディサ新薬株式会社	大阪市 淀川区	91	医療用医薬品 の販売	100.0	製品等の売買、研究開発の受託及び事務所用建物を賃貸している。 役員の兼任あり。
化研生薬株式会社	東京都 中野区	51	医療用医薬品 の製造販売	100.0	製品、半製品等の売買及び事務所用建物を賃貸している。 役員の兼任あり。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
製薬事業	1,239[903]
合計	1,239[903]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,199[885]	37.6	8.9	7,652

セグメントの名称	従業員数(名)
製薬事業	1,199[885]
合計	1,199[885]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには「化学一般・沢井製薬労働組合」があり、一部の連結子会社の労働組合は日本化学エネルギー産業労働組合（JEC連合）に加盟しております。

労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）におけるわが国経済は、平成26年4月の消費税率引き上げの影響から個人消費の落ち込みが続き、景気の回復に遅れが見られましたが、年度後半以降には、日本銀行が新たな金融緩和に踏み切ったことによる円安の一層の進行、政府による平成27年10月に予定されていた消費税増税の先送りの決定等、企業を取り巻く経営環境に大きな変化が見られ、景気は緩やかに持ち直しました。

ジェネリック医薬品業界におきましては、平成25年4月に厚生労働省から公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を受け、調剤薬局におけるジェネリック医薬品使用促進に向けた調剤体制加算要件の見直し、DPC病院におけるジェネリック医薬品使用促進策の導入などを含む平成26年度診療報酬改定が4月から実施されたことに伴い、薬局市場のみならず、病院市場におけるジェネリック医薬品の需要も大きく伸びました。しかしながら、薬価に関しては、新規収載ジェネリック医薬品の薬価の大幅な引き下げや、既収載ジェネリック医薬品の薬価の3つの価格帯への集約を骨子とした非常に厳しい薬価制度が導入されたことから、4月の薬価改定と相まって、当期の収益環境は厳しいものとなりました。また、9月に、プロプレス（一般名：カンデサルタン）について、先発品メーカーが、同社と資本関係のある企業を通じ、特許権等を許諾したAG（オーソライズド・ジェネリック）の先行販売に初めて踏み切ったことで、日本のジェネリック市場の競争環境に新たな変化が生じました。

このような状況において、当社グループは、最終年度を迎えた中期経営計画「M1 TRUST 2015」の基本方針にそって、各部門が掲げた施策に積極的に取り組みました。製品の研究開発面においては、5月に、OD錠に初めてレーザー印刷を行った抗血小板薬シロスタゾールOD錠（平成25年6月上市）に関する当社の高い技術力が評価され、公益社団法人日本薬剤学会より「旭化成創剤開発技術賞」を受賞しました。同じく5月に、今後特許切れが見込まれる配合剤をはじめとする難易度の高い製剤の開発や既存製品の積極的な改良を行うため、大阪府吹田市に新しい開発拠点となる「開発センター」の建設に着手しました。6月には、「バルサルタン錠」、「ロサルヒド配合錠LD」のほか、ジェネリック医薬品としては当社1社のみの製品である「カルベジロール錠1.25mg／2.5mg」などを含む6成分11品目の新製品を上市し、また、12月には、「カンデサルタン錠」、「レボフロキサシン錠」など7成分17品目の新製品を上市しました。とりわけ「カンデサルタン錠」は、AGの先行販売で、競争環境が厳しい中であって、先発品にはないOD錠の開発を行ったほか、錠剤の両面に成分名と規格を印字して識別性を高め、差別化を図りました。

生産・供給体制面においては、今後もジェネリック医薬品の大幅な需要拡大が見込まれる中、4月に「安定供給管理責任者」1名及び「安定供給責任者」3名の任命による組織的な体制の強化を行うとともに、年間生産能力100億錠体制の次を見据えた供給力の増強を図るべく、11月に、田辺三菱製薬工場株式会社鹿島工場の譲り受けに関する最終合意を行うなど、高品質な製品の安定供給体制をより確かなものとするための取り組みを着々と進めました。

営業面においては、平成26年4月からの新薬価制度では、既収載ジェネリック医薬品の薬価が、自社製品の販売価格に応じて先発品の薬価を基準に設定される3つの価格帯のいずれかに区分されることとなったことを受けて、一部に低価格戦略を取るメーカーが現れてきていますが、当社は、これらの動きとは一線を画し、安定供給力、高品質・高付加価値、情報提供力などを訴求する営業活動を展開しました。

また、中期経営計画の中で「新規領域への戦略的投資」の一つとして「海外展開に向けた基盤構築の着手」を掲げておりましたが、米国市場参入準備を進めていたHMG-CoA還元酵素阻害剤ピタバスタチンについて、米国食品医薬品局（FDA）に提出していた医薬品簡略承認申請（Abbreviated New Drug Application；ANDA）が5月に受理され、将来の海外展開に向けた第一歩を踏み出しました。

同じく、「新規領域への戦略的投資」の一つとして「バイオシミラー市場への参入検討」を掲げておりましたが、サンド株式会社が製造販売承認を有する遺伝子組換えヒト顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）製剤「フィルグラスチムB S注」（バイオ後続品）を11月から販売を開始し、当社として初めてバイオシミラー市場に参入しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は105,454百万円（前期比17.4%増）、営業利益が20,688百万円（同8.4%増）、経常利益が20,619百万円（同8.0%増）、当期純利益が14,053百万円（同15.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は22,603百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,932百万円減少いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益20,297百万円、減価償却費5,863百万円、売上債権の増加5,347百万円、たな卸資産の増加5,480百万円を主因として12,112百万円の収入（前期比1,310百万円の収入減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出12,296百万円を主因として14,123百万円の支出（前期比5,840百万円の支出増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入5,000百万円、長期借入金の返済による支出2,452百万円、配当金の支払額3,674百万円を主因として921百万円の支出（前期比743百万円の支出増）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産実績は製薬事業のみであります、当連結会計年度の生産実績を薬効分類別に示すと次のとおりであります。

薬効名称	金額(百万円)	前期比(%)
循環器官用薬	49,002	+39.8
消化器官用薬	24,601	+25.8
血液・体液用薬	16,309	+21.9
その他の代謝性医薬品	9,160	△8.1
中枢神経系用薬	10,949	+33.4
抗生物質製剤	9,130	+6.2
アレルギー用薬	6,793	+16.7
呼吸器官用薬	3,943	+38.0
泌尿生殖器官及び肛門用薬	3,583	△9.7
その他	14,380	△0.7
合計	147,855	+21.3

(注) 1. 上記金額は、売価換算額で表示しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当社グループの商品仕入実績は製薬事業のみであります、当連結会計年度の商品仕入実績を薬効分類別に示すと次のとおりであります。

薬効名称	金額(百万円)	前期比(%)
消化器官用薬	342	+12.1
その他の代謝性医薬品	141	+13.9
その他	453	+8.4
合計	937	+10.5

(注) 1. 上記金額は、実際仕入額で表示しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは見込み生産が主で受注生産は僅少であるため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当社グループの販売実績は製薬事業のみであります、当連結会計年度の販売実績を薬効分類別に示すと次のとおりであります。

薬効名称	金額(百万円)	前期比(%)
循環器官用薬	31,961	+18.7
消化器官用薬	17,982	+15.6
血液・体液用薬	12,089	+32.2
その他の代謝性医薬品	7,734	+5.3
中枢神経系用薬	7,495	+21.1
抗生物質製剤	7,266	+18.1
アレルギー用薬	3,762	+23.6
呼吸器官用薬	3,077	+42.8
泌尿生殖器官及び肛門用薬	3,056	△4.8
その他	11,027	+9.1
合計	105,454	+17.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社メディセオ	11,857	13.2	16,363	15.5
アルフレッサ株式会社	9,660	10.8	11,871	11.3

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループの現状認識

昭和36年に開始した国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく限られた医療財源の効率的活用を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。しかしながら、日本におけるジェネリック医薬品の数量シェアは、諸外国と比べ依然として低い水準にありました。

このようなことから、平成25年4月に、既存の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、「ジェネリック医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にする」という目標値を織り込んだ「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が厚生労働省により公表されました。また、このロードマップにおいて、安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められていますが、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しています。

60%以上という新しい政府目標値が設定され、ジェネリック医薬品の使用促進が図られる一方で、平成26年度診療報酬改定の一環としてジェネリック医薬品の薬価制度が抜本的に見直されたことにより、各社の競争条件並びに経営戦略は大きな影響を受けることとなりました。このような中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディングカンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高めることが競争に打ち勝つために不可欠との判断の下、その達成のために次の(2)にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

① 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、他社品目との差別化が重要であり、また特許切れ後に一番手で上市することが患者さんのニーズに応えることにもなります。研究開発本部が中心となって、特許・技術・コスト等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の開発と確実な上市を目指してまいります。

② 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産本部が中心となり、世界中から高品質な原材料の確保、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。とりわけ、平成27年4月に会社分割により、田辺三菱製薬工場株式会社から当社グループに帰属した鹿島工場にも同様の取組を早期に展開し、将来の増産対応に備えてまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人材交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

③ 信頼性の向上

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。更なる信頼性向上を目指し、信頼性保証本部が中心となって、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理計画への対応、医薬品医療機器等法等の遵守体制の強化を図ってまいります。

④ 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンターが融合したマルチプロモーションシステムの構築による情報提供力の充実・強化を図ります。営業本部が中心となって、正確な効能・効果、用法・用量、副作用といった医薬品情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

⑤ マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。営業本部が中心となって、マーケティング機能の充実を図ってまいります。

⑥ 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とCSR（企業の社会的な責任）への取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を促進する人材の育成と活用といった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

⑦ 新規事業基盤の構築

当社グループが中長期ビジョンに掲げる売上高2,000億円達成を目指すにあたり、また、将来に亘って持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開をも図っていく必要があります。戦略企画部が中心となって、海外事業をはじめとする新規領域の事業基盤の構築に取り組んでまいります。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

② 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

a. 中期経営計画並びに中長期ビジョンの達成

平成27年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2018」並びに、中長期ビジョンである「2021年3月期に売上高2,000億円達成」を目指し、掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

中期経営計画「M1 TRUST 2018」では以下の3つを基本方針としております。

A. ジェネリック市場におけるNo.1シェアの堅持

B. 市場の環境変化に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化

C. 更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築

b. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。更なる内部統制の整備強化を進め、企業価値の着実な向上に努めます。

c. 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループ（当社及び連結子会社）の事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項として、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成27年3月31日）現在において当社グループが判断したものです。

(1) 「医薬品医療機器等法」等による規制

当社グループは「医薬品医療機器等法」等関連法規の規制を受けており、事業所所在の各都道府県の許可・登録・免許及び届出を必要としております。当社グループは、十分な法令遵守体制をとっておりますが、かかる医薬品製造販売業の許可等に関して法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止、許可等の取り消し等が行われ、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 薬価制度及び医療制度の変更

当社グループの主要製品、商品である医療用医薬品を販売するためには、国の定める薬価基準への収載が必要です。薬価については市場実勢価の調査が行われ、2年に1回の薬価改定により多数の品目の薬価が引き下げられています。増大する医療費の抑制を目的として医療保険制度の見直しも行われており、薬価制度の大幅な変更や医療費抑制政策が実施されると、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産に関する訴訟

当社グループは物質・用途・製法・結晶形・用法用量・製剤に関する特許並びに意匠及び商標等の知的財産権に関し徹底した調査を行い、また、不正競争防止法も十分に考慮した製品開発を心掛けておりますが、当社グループが販売するジェネリック医薬品の先発医薬品には物質・用途特許の期間満了後も複数の製法、結晶形、用法用量又は製剤に関する特許等が残っていることが多く、当該特許等に基づき訴訟を提起される場合があります。このような事態が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合等の影響

当社グループは、販売した製品が度重なる薬価引き下げのため不採算となり、販売中止を余儀なくされることのないように、適正利益を確保した価格で販売するように努めておりますが、多数のメーカーがジェネリック医薬品市場に参入すると、厳しい競争の中で価格の低下を招きやすくなります。さらに、先発医薬品メーカーは、特許満了後も諸施策を講じて市場シェア確保に努めており、その動向次第では当社グループが計画していた売上高が確保されないことも想定され、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 製品回収・販売中止

当社グループが販売するジェネリック医薬品の有効成分は、先発医薬品でその有効性と安全性が一定期間にわたって確認された使用実績に加え、再審査・再評価を受けたものであり、基本的には未知の重篤な副作用が発生するリスクは極めて小さいものです。しかしながら、万一予期せぬ新たな副作用の発生、製品への不純物混入といった事故が発生した場合は、製品回収・販売中止を余儀なくされるとともに当該事故等の内容によっては製造物責任を負う場合があります、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 災害等による生産の停滞、遅延

当社グループは、福岡県、兵庫県、大阪府、千葉県、茨城県に生産拠点を配置しておりますが、自然災害、技術上・規制上の問題等の発生により、製造拠点の操業が停止した場合、製品によりましては、その供給が停止し経営成績に影響を与える可能性があります。

また、重要な原料については、特定の取引先から供給を受けているものがありますので、災害等の要因によりその仕入れが停止し、その代替が困難である場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年6月30日付田辺三菱製薬工場株式会社鹿島工場の会社分割（簡易分割）による承継に関する基本合意に基づき、田辺三菱製薬株式会社との間で、同社の連結子会社である田辺三菱製薬工場株式会社が保有する鹿島工場を承継することに関し、平成26年11月28日付で最終契約書を締結いたしました。

なお、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社グループは研究開発体制として、当社に研究開発本部を設け、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、製剤工夫を施した高付加価値製品の開発など、医療のニーズに応える医薬品の開発に重点を置いた研究開発活動を推進いたしております。

当連結会計年度は、28品目の製造販売承認を取得いたしました。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は6,109百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は104,274百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,220百万円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が4,231百万円増加したことと、たな卸資産が5,480百万円増加したことによるものであります。固定資産は61,905百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,611百万円増加いたしました。これは主に、有形固定資産が6,858百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は166,179百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,831百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は42,208百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,111百万円増加いたしました。これは主に、支払手形及び買掛金が897百万円増加したことと、未払金が2,573百万円増加したことによるものであります。固定負債は11,571百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,622百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が2,256百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、53,780百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,734百万円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は112,398百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,096百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益14,053百万円、剰余金の配当3,674百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は67.6%（前連結会計年度末は67.8%）となりました。

(2) 経営成績

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は105,454百万円（前期比17.4%増）、営業利益が20,688百万円（前期比8.4%増）、経常利益が20,619百万円（前期比8.0%増）、当期純利益が14,053百万円（前期比15.3%増）となりました。詳細につきましては「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、22,603百万円と前連結会計年度末に比べ2,932百万円減少いたしました。詳細につきましては「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、研究開発の充実、高品質な製品を安定供給できる生産体制の確立などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は主な設備投資として、平成25年3月に稼働を開始した関東工場第2期工事を含めた国内5工場における生産設備の増強、改修並びに大阪府吹田市に建設中の開発センターへの投資等研究開発関係の設備増強を行いました。

その結果、当連結会計年度の投資総額は12,452百万円となりました。

また、生産設備に重大な影響を与えるような固定資産の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社・研究所 (大阪市淀川区)	製薬事業	医薬品の 研究設備 その他の設備	4,506	110	2,040 (3,374)	687	7,345	386 (69)
大阪工場 (大阪市旭区)	製薬事業	医薬品の 製造設備 その他の設備	293	361	222 (1,997)	7	885	31 (71)
三田工場 (兵庫県三田市)	製薬事業	医薬品の 製造設備	4,476	2,376	2,102 (37,822)	95	9,050	77 (158)
九州工場 (福岡県飯塚市)	製薬事業	医薬品の 製造設備	2,623	3,045	285 (70,351)	170	6,125	104 (154)
第二九州工場 (福岡県飯塚市)	製薬事業	医薬品の 製造設備	3,668	1,809	197 (34,102)	134	5,810	84 (154)
関東工場 (千葉県茂原市)	製薬事業	医薬品の 製造設備	7,325	9,845	704 (87,478)	2,028	19,903	115 (205)
製剤技術センター (大阪市旭区)	製薬事業	医薬品の 研究設備	186	2	41 (1,025)	127	358	32 (5)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員数を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
化研生薬株式会社 八郷工場 (茨城県石岡市)	製薬事業	医薬品の 製造設備	58	3	95 (13,651)	2	158	4 (5)
化研生薬株式会社 本社 (東京都中野区)	製薬事業	その他の設備	67	—	119 (308)	0	188	19 (4)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員数を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備計画は原則的に当社及び連結子会社が個別に策定しておりますが、グループ全体で重複することのないように当社が中心となり調整を図っております。

なお、設備の新設、改修等は、多種多様な医薬品を生産するので共通で使用するものが多く、生産能力の増加を数量的あるいは金額的に算定することは困難なため、記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既払金額 (百万円)		着手	完了
沢井製薬株式会社 関東工場	千葉県 茂原市	製薬事業	医薬品 生産設備の新 設	4,276	—	社債、借入金 及び自己資金	平成27年 4月	平成28年 3月
沢井製薬株式会社 三田西工場	兵庫県 三田市	製薬事業	医薬品 生産設備の新 設	8,753	—	社債、借入金 及び自己資金	平成27年 9月	平成28年 8月
沢井製薬株式会社 鹿島工場	茨城県 神栖市	製薬事業	医薬品 生産設備の新 設	3,894	—	社債、借入金 及び自己資金	平成27年 4月	平成28年 3月
沢井製薬株式会社 開発センター	大阪府 吹田市	製薬事業	医薬品 研究設備等 の新設	5,000	2,343	借入金及び 自己資金	平成26年 5月	平成27年 8月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の改修

重要な設備の改修の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	77,600,000
計	77,600,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,137,588	38,140,188	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	38,137,588	38,140,188	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①2008年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

定時株主総会決議（平成20年6月24日）及び取締役会決議（平成20年7月18日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	190(注) 1	177
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	38,000(注) 2, 4	35,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,325(注) 4	同 左
新株予約権の行使期間	平成22年8月12日～ 平成27年8月11日 ただし、行使期間の最終日が 会社の休日にあたるときは、そ の前営業日を最終日とする。	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,325.0(注) 3, 4 資本組入額 1,162.5	同 左
新株予約権の行使の条件	1 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 3 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。 4 その他新株予約権の行使の条件は、平成20年8月11日に当社と割当者との間で締結の「新株予約権割当契約書」に定める。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成27年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 1 合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 2 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 3 新設分割 新設分割により設立する株式会社 4 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 5 株式移転 株式移転により設立する株式会社	同 左
新株予約権の取得条項に関する事項	当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	同 左

(注) 1. 各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、200株とする。

2. 新株予約権を発行する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

3. 割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

4. 平成25年 8 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②2013年7月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

定時株主総会決議及び取締役会決議（平成25年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,200(注)1,4	7,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同 左
新株予約権の行使期間	平成25年7月11日～平成55年7月10日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,895.0(注)4 資本組入額 2,447.5	同 左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同 左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の(ア)又は(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、下記(注)3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成54年7月10日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成54年7月11日から平成55年7月10日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2. に準じて決定する。
4. 平成25年8月27日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③2014年 8 月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

取締役会決議（平成26年 7 月24日）		
	事業年度末現在 （平成27年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年 5 月31日）
新株予約権の数（個）	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,200(注) 1	6,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同 左
新株予約権の行使期間	平成26年 8 月12日～ 平成56年 8 月11日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,555.0 資本組入額 2,277.5	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同 左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、次に定める場合には、定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が平成55年 8 月11日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成55年 8 月12日から平成56年 8 月11日
- (3) 上記 (1) 及び (2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2. に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日(注)1	105	15,807	312	11,814	312	12,137
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日(注)1	29	15,837	86	11,900	86	12,224
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日(注)1	19	15,856	58	11,959	58	12,282
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)2,3	22,269	38,125	15,147	27,106	15,147	27,430
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日(注)1	11	38,137	17	27,124	17	27,448

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権（ストック・オプション及び転換社債型新株予約権付社債）の行使により、発行済株式総数が5,050,085株、資本金及び資本準備金がそれぞれ15,147百万円増加しております。

3. 平成25年8月27日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。これに伴い、発行済株式総数が17,219,003株増加しております。

4. 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	61	37	130	275	7	8,065	8,575	—
所有株式数 （単元）	—	81,862	6,235	45,301	150,305	75	97,499	381,277	9,888
所有株式数 の割合（％）	—	21.47	1.64	11.88	39.42	0.02	25.57	100.00	—

(注) 当社保有の自己株式1,299,539株は、「個人その他」に12,995単元、「単元未満株式の状況」に39株が含まれております。

また、持株会信託所有の自己株式54,300株は、「個人その他」に543単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,740	4.56
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	BE RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,702	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,339	3.51
サワケン株式会社	大阪府吹田市青山台4丁目21番7号	994	2.60
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	USNY 200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	990	2.59
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	USMA ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	968	2.53
澤井光郎	大阪府吹田市	948	2.48
澤井健造	大阪府吹田市	854	2.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	650	1.70
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	633	1.66
計	—	10,820	28.37

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,740千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,339千株

2. 次の法人から、当事業年度において大量保有報告書の提出があり、株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ニュートン・イン ベストメント・マ ネジメント・リミ テッド	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	平成26年 11月28日	平成26年 11月24日	3,373	8.85

3. 上記のほか当社保有の当社株式1,299千株(3.40%)及び持株会信託所有の当社株式54千株(0.14%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有) 1,299,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,828,200	368,282	—
単元未満株式	普通株式 9,888	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	38,137,588	—	—
総株主の議決権	—	368,282	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が39株含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原 5丁目2番30号	1,299,500	—	1,299,500	3.40
計	—	1,299,500	—	1,299,500	3.40

(注)当事業年度末における上記自己名義所有株式数には、持株会信託所有当社株式数(54,300株)を含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① (平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月18日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月24日及び平成20年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役9名、監査役1名、従業員664名、子会社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載しておりますので、記載を省略しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②（平成25年 6 月25日 定時株主総会決議及び平成25年 6 月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 8名 当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) [新株予約権等の状況] に記載しておりますので、記載を省略しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③（平成26年 7 月24日 取締役会決議）

決議年月日	平成26年 7 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 8名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) [新株予約権等の状況] に記載しておりますので、記載を省略しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④（平成27年6月25日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 8名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	5,800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月11日から平成57年7月10日までとする。
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。上記株式数は、割当予定数に基づく発行予定株式の総数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、次に定める場合には、定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が平成56年7月10日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成56年7月11日から平成57年7月10日
- (3) 上記（1）及び（2）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2. に準じて決定する。

⑤（平成27年6月25日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社執行役員 7名 当社使用人 215名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	214,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	平成29年8月8日から平成33年8月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 1 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 2 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 3 新設分割 新設分割により設立する株式会社 4 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 5 株式移転 株式移転により設立する株式会社

（注）1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。上記株式数は、割当予定数に基づく発行予定株式の総数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、平成24年6月1日より従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、「沢井製薬従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して保証を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

② 従業員等に取得させる予定の株式の総額

600百万円

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

持株会の会員で当該信託契約において予め定められた一定の要件を充足する者。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	72	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,299,539	—	1,299,539	—

(注) 1. 当事業年度末における上記自己名義所有株式数には、持株会信託所有当社株式数(54,300株)を含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社の利益配分に関する方針は、将来の成長に向けた積極的な投資資金の確保と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本としたいと考えております。

内部留保につきましては、将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、中間配当は1株当たり50円、期末配当は1株当たり55円としました。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注1) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年11月7日 取締役会決議	1,837	50
平成27年6月25日 定時株主総会決議	2,023	55

(注2) 平成26年11月7日取締役会決議及び平成27年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、持株会信託（従業員持株会信託型E S O P）に対する配当金3百万円をそれぞれ含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	9,100	8,800	11,320	14,380 ※ 7,540	7,900
最低(円)	5,840	6,830	8,070	10,210 ※ 5,600	5,630

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2. ※印は、株式分割（平成25年10月1日、1株→2株）による権利落後の最高・最低株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年 10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月
最高(円)	6,610	7,200	7,270	7,200	7,900	7,700
最低(円)	5,930	6,350	6,690	6,720	7,090	7,010

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		澤 井 弘 行	昭和13年2月21日生	昭和38年4月 昭和43年8月 昭和53年4月 昭和63年9月 平成20年6月	当社入社 当社常務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現在)	(注)2	631
代表取締役 社長		澤 井 光 郎	昭和31年9月28日生	昭和64年1月 平成12年6月 平成14年6月 平成17年6月 平成20年6月	当社入社 当社取締役営業本部副部長兼営業企画部長 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 当社専務取締役営業本部長 当社代表取締役社長(現在)	(注)2	948
取締役	常務執行役員 営業本部長	岩 佐 孝	昭和27年7月9日生	昭和54年4月 平成6年6月 平成10年6月 平成14年6月 平成20年1月 平成24年6月 平成25年6月	当社入社 当社取締役経営企画室長 メディサ新薬株式会社代表取締役社長 当社常務取締役経営企画部長 当社常務取締役営業本部長 化研生薬株式会社代表取締役社長(現在) 当社取締役常務執行役員営業本部長(現在)	(注)2	9
取締役	常務執行役員 信頼性保証本部長 兼薬制室長	戸 谷 治 雅	昭和26年10月29日生	昭和51年4月 平成8年6月 平成14年6月 平成20年4月 平成25年6月	当社入社 当社取締役研究開発本部副部長兼研究部長 当社常務取締役医薬情報部長 当社常務取締役信頼性保証本部長 当社取締役常務執行役員信頼性保証本部長兼薬制室長(現在)	(注)2	25
取締役	常務執行役員 生産本部長兼 安定供給管理 責任者	木 村 圭 一	昭和23年2月4日生	昭和46年4月 平成14年6月 平成17年6月 平成23年5月 平成25年6月 平成26年4月	当社入社 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 当社常務取締役生産本部長 メディサ新薬株式会社取締役(現在) 当社取締役常務執行役員生産本部長 当社取締役常務執行役員生産本部長兼安定供給管理責任者(現在)	(注)2	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務執行役員 管理本部長 兼営業本部副 本部長	小 玉 稔	昭和28年9月8日生	昭和51年4月 平成18年5月 平成19年6月 平成20年6月 平成23年4月 平成24年6月 平成25年6月	株式会社三和銀行(現株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 当社入社 化研生薬株式会社取締役(現在) 当社取締役経営企画部長 メディサ新薬株式会社取締役 メディサ新薬株式会社専務取締役 (現在) 当社常務取締役管理本部長兼営業 本部副本部長 当社取締役常務執行役員管理本 部長兼営業本部副本部長(現在)	(注)2	7
取締役	常務執行役員 戦略企画部長 兼営業本部副 本部長	澤 井 健 造	昭和43年5月26日生	平成7年4月 平成13年4月 平成22年6月 平成25年6月	住友製薬株式会社(現大日本住友 製薬株式会社)入社 当社入社 当社取締役戦略企画部長 当社取締役常務執行役員戦略企画 部長兼営業本部副本部長(現在)	(注)2	854
取締役	常務執行役員 研究開発本部長	徳 山 慎 一	昭和25年6月29日生	昭和52年10月 平成17年6月 平成24年6月 平成25年6月 平成26年6月	当社入社 当社取締役研究開発本部長代行兼 開発部長 メディサ新薬株式会社取締役 メディサ新薬株式会社代表取締役 社長(現在) 当社上席執行役員研究開発本部副 本部長兼知的財産部長 当社取締役常務執行役員研究開発 本部長(現在)	(注)2	9
取締役		菅 尾 英 文	昭和22年8月31日生	昭和54年4月 昭和57年6月 平成6年5月 平成19年6月 平成24年6月	弁護士登録 菅尾法律事務所開設(現在) 株式会社西松屋チェーン社外取締 役(現在) 当社監査役 当社取締役(現在)	(注)2	1
取締役		東 堂 な を み	昭和34年9月17日生	昭和59年6月 昭和59年7月 昭和62年7月 平成2年7月 平成14年1月 平成19年1月 平成27年6月	医師免許取得 大阪大学医学部附属病院勤務 一般財団法人大阪府警察協会大阪 警察病院勤務 公益財団法人日本生命済生会付属 日生病院勤務 大阪鉄商健康保険組合健康管理室 勤務(現在) 日本医師会認定産業医資格取得 (現在) 当社取締役(現在)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤 監査役		松 永 秀 嗣	昭和25年12月 5 日生	平成17年10月 平成20年 4 月 平成24年 4 月 平成24年 6 月	当社入社 当社人事部長兼システム部長 当社顧問 当社常勤監査役（現在）	(注) 3	2
監査役		澤 井 武 清	昭和15年 1 月 2 日生	昭和44年 4 月 昭和44年 8 月 平成 4 年 6 月 平成 6 年11月 平成 8 年 6 月 平成20年 6 月	当社入社 当社取締役 当社取締役経営企画室担当 メディサ新薬株式会社取締役会長 メディサ新薬株式会社取締役相談 役 当社監査役（現在）	(注) 3	286
監査役		高 橋 孝 志	昭和21年 9 月 1 日生	平成15年 7 月 平成17年 7 月 平成18年 9 月 平成21年 6 月	大阪国税局調査第二部 統括国税調査官 住吉税務署長 税理士開業（現在） 当社監査役（現在）	(注) 4	1
監査役		小 林 俊 明	昭和22年 4 月12日生	昭和54年 4 月 昭和58年 4 月 平成24年 6 月	弁護士登録 小林俊明法律事務所開設（現在） 当社監査役（現在）	(注) 3	0
計							2,814

- (注) 1. 取締役澤井健造は代表取締役会長澤井弘行の長男であり、監査役澤井武清は代表取締役会長澤井弘行の弟であります。
2. 取締役の任期は、平成27年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成24年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成25年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 菅尾英文氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役であります。なお、当社は菅尾英文氏及び東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
菅尾英文氏は、現在、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。弁護士活動に加え、他の上場会社社外取締役や当社社外監査役等、豊富な専門知識・経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や判断が期待できるものと考えており、取締役会の監督機能の強化及び透明性の向上に繋がるものと判断いたしました。
東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識・経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や判断が期待できるものと考えており、取締役会の監督機能の強化及び透明性の向上に繋がるものと判断いたしました。
6. 監査役のうち、高橋孝志氏及び小林俊明氏は社外監査役であります。
高橋孝志氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断しております。
また、小林俊明氏は、弁護士であり、弁護士活動を通じた法律的専門知識と事務所経営の経験があり、社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社では、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、業務執行責任を明確化するために執行役員制度を導入しております。上席執行役員は2名で、渉外部担当 稲荷恭三、生産本部副本部長兼製剤技術センター長 高橋嘉輝、また執行役員は5名で、品質保証部長 榊真喜夫、製剤研究部長 徳永雄二、経営管理部長 末吉一彦、戦略企画部海外事業担当 佐々木雅啓、人事部長 濱田輝で、それぞれ構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、株主利益の最大化を図るという経営の基本方針を実現するために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけております。

また、医療用医薬品を提供する生命関連企業として高い倫理観の維持・向上を図るため、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、株主その他のステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に則った企業活動を進めてまいります。

① 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社における企業統治は、取締役10名（内、社外取締役2名）、監査役4名（内、社外監査役2名）の体制であります。医療用医薬品業界及び社内事情に精通した取締役が、高い倫理観を持って社内各所に目配りをしつつ、社外取締役が、業界外及び社外の観点から牽制機能を果たす、自律と他律のバランスが取れた業務運営を遂行することが経営における効率性と適法性を追求する最善の方策であり、当社の企業規模や経営の進め方等を総合的に勘案し、監査役設置会社制度が最適と考え、採用しております。また、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営戦略に基づく業務執行機能の強化及び効率化を図るとともに、業務執行責任を明確化するために執行役員制度を採用しております。

取締役会は、毎月1回開催の定例取締役会及び随時開催の臨時取締役会を合わせて当連結会計年度中に17回開催しましたほか、経営活動を効率的に行うため毎月1回以上経営会議を開催し、重要事項に関する執行方針を協議、決定しております。また、企業経営上の諸問題に関し、必要に応じて複数の弁護士その他の専門家からの各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考としております。

b. 内部統制システムの整備の状況等

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しております。その概要は次のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- [1] 当社は、「企業理念」「行動基準」のグループ全社員への浸透活動であるM1プロジェクトにおいて、全社的グループ活動・研修を実施し、役職員挙げて「企業理念」「行動基準」に則った業務運営、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- [2] コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。
- [3] 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- [4] 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施するとともに、監査役、監査法人による厳正な監査を受け入れる。
- [5] 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- [1] 「文書管理規程」を整備し、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に従い適正に保存する。
- [2] 「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、重要事実、職務上知りえた機密情報の管理に万全を期すとともに、個人情報については「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- [1] 信頼性保証本部を責任部署として、製商品の品質・安全性に関して、GQP、GVP基準に基づいた監視を厳正に実施する。また、行政機関、国内外の研究機関及び原材料の製造業者等と密接に連携して、医薬品の品質・安全性に関する情報を的確に捉え、科学的な分析・評価に基づいて事故の未然防止のために必要な措置を迅速に講じる。
- [2] 業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、各担当部門が一義的に行い、各部門はリスク管理に関する規程・マニュアル等を整備し、リスク管理レベルの向上を図る。
- [3] 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に従い、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- [4] 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。
- [5] 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- [1] 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- [2] 取締役会は、毎月1回開催の定例取締役会及び随時開催の臨時取締役会を行う。また、毎月1回以上経営会議を開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
- [3] 中期経営計画に基づく、各本部の事業計画を策定し、取締役を中心に構成される会議体において進捗管理を行う。
- [4] 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し意思決定プロセスの明確化、迅速化を図る。
- [5] 企業経営上の諸問題に関し、必要に応じて複数の弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

(e) 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- [1] グループ各社は、共通の「企業理念」「行動基準」に基づいて業務を運営する。
- [2] 「関係会社管理規程」の厳正な運用に努める。
- [3] 経営監査室による子会社監査を定期的実施する。
- [4] 常勤監査役は、子会社の情報収集に努め、親会社との取引の適正性を監視する。

(f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- [1] 監査役が（必要時に）補助使用人を求めた場合、経営監査室メンバーが兼務して対応する。
- [2] 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
- [3] 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役に対して必要な要請を行う。

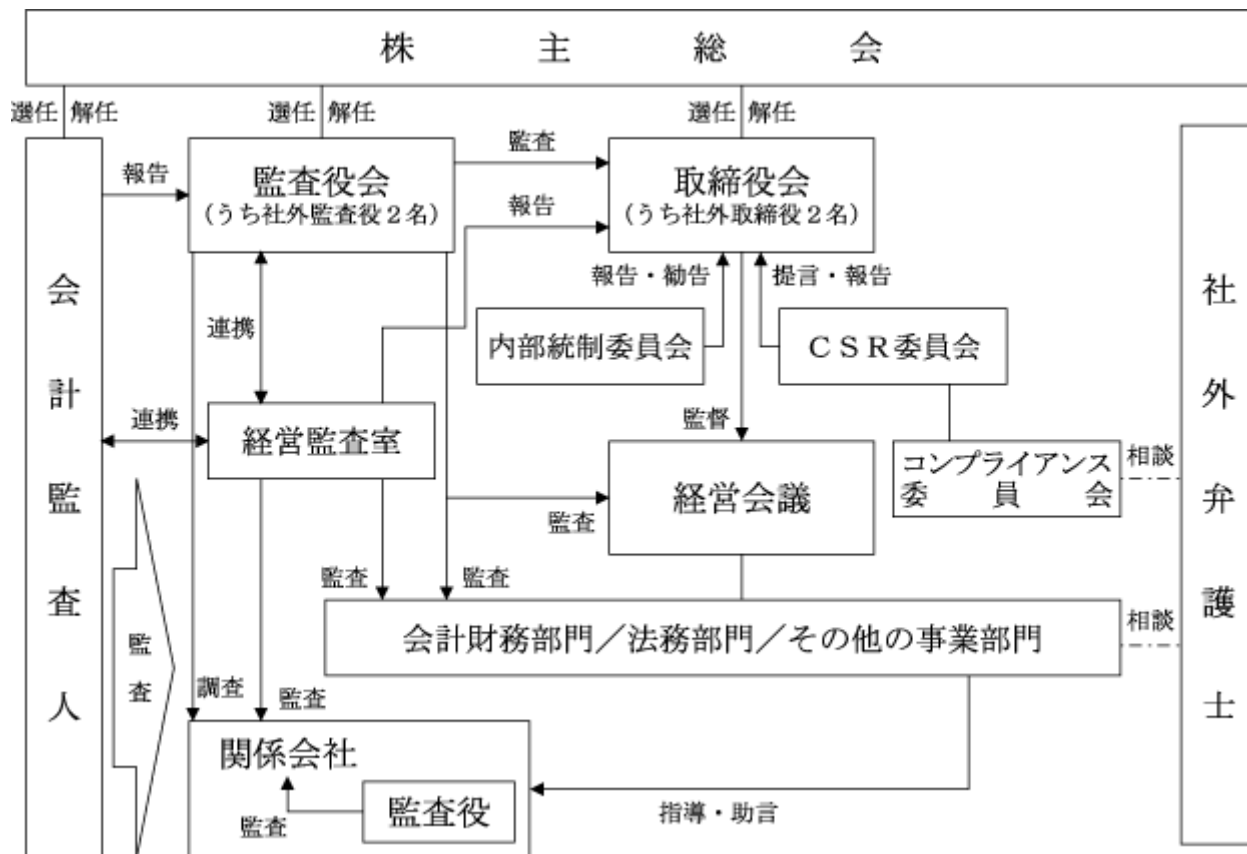
(g) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- [1] 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
- [2] 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
- [3] 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
- [4] 取締役の不正行為の通報は、グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利益な取扱いを受けないようにする。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- [1] 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
- [2] 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ると共に、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
- [3] 監査役会が職務の遂行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は、次のとおりであります。



② 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査の組織は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の経営監査室（専任者4名）を設置し、監査計画に基づく監査の実施並びに内部統制システムの整備及び運用状況の監査と評価を行っております。

b. 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査の組織としては、監査役4名（うち社外監査役2名）が監査役会を構成し、会社法第390条第2項に定める職務を行う体制としており、監査役は毎月1回（年12回）監査役会を開催するとともに取締役会に出席し、客観的視点に立って必要な意見を述べております。また、監査役は、経営監査室及び会計監査人と情報交換を行い、監査状況の調査報告を受けるとともに、自ら調査を行い、監査報告を作成しております。なお、当社の監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

c. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

監査役会規則、監査役監査基準、内部監査規程を整備し、監査役会、経営監査室及び会計監査人との連携を図り監査役機能の強化を図っております。

常勤監査役は、経営会議その他の重要な会議にも出席し、監査役会に報告を行うことにより社外監査役との情報共有を図っております。また、常勤監査役は定期的に代表取締役社長と対話の機会を設けて意思疎通に努めているほか、社外監査役との連携・協力も深めております。

常勤監査役と経営監査室長は都度、内部統制の整備及び運用状況、業務監査、テーマ監査等に関する情報交換を行っており、経営監査室が作成する内部監査報告書は代表取締役社長のみならず常勤監査役へも回付されており、その内容は常勤監査役から監査役会に報告されております。また、監査役が監査に専念できるよう、監査役の事務を一部経営監査室のメンバーが補助することにより監査役の機能強化を図っております。この場合において、当該補助者は、取締役の指揮命令・監督下から独立し、監査役に属して補助業務を遂行しております。

監査役は主に業務監査、会計監査人は主に会計監査の役割分担を行って監査効率の向上を図っておりますが、相互に情報交換及び意見交換を行って監査に遺漏なきよう努めております。また、監査役は定例的に監査基本計画の説明、監査概要報告を受けるほか、内部統制の評価及び実地たな卸、その他往査の立会等を会計監査人と協働あるいは連携して行っております。そのほか、監査部門（監査役会及び経営監査室並びに会計監査人）による事業所監査等を通じて監査の実効性の確保並びに全社における徹底を目指しております。

各監査部門は、内部統制を推進する各部門から情報収集及び意見交換を行っており、内部統制の整備状況や運用状況を評価するとともに、必要に応じて内部統制委員会に対する報告、意見勧告等を通じて内部統制レベルの向上を図っております。

当社は、当社の企業集団としての業務の適正性及び効率性を確保するため、グループ会社に対して当社の企業理念・経営方針の徹底を図るとともに、日常業務遂行上の指導・助言を行っております。

当社グループの連結子会社は当社の会計監査人による連結監査上必要な会計監査を受けているほか、監査役会及び経営監査室による監査を受けております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名（菅尾英文氏及び東堂なをみ氏（東堂なをみ氏は平成27年6月25日就任））であります。また、社外監査役は2名（高橋孝志氏及び小林俊明氏）であります。

a. 社外取締役又は社外監査役と当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、現在又は過去において当社グループの役職員、主要な株主又は出資先、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でなく、また、これらの近親者に該当しません。

b. 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす役割及び機能並びに独立性に関する基準

当社の社外取締役の菅尾英文氏は、弁護士活動に加え、他の上場会社社外取締役や当社社外監査役等、豊富な専門知識・経験等を有しており、取締役会議決権を持つ社外取締役として独立した立場からの有用な助言と判断が期待できると考えております。

平成27年6月25日に社外取締役に就任した東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識と経験を有しており、取締役会議決権を持つ社外取締役として独立した立場からの有用な助言と判断が期待できると考えております。

当社の社外監査役は高橋孝志氏及び小林俊明氏ですが、高橋孝志氏は税理士事務所を開業し、税理士活動及び前職の国税局勤務を通じた税務・会計に関する豊富な専門的知識があり、独立した立場からの有用な助言や監査が期待できると考えております。小林俊明氏は、法律事務所を開業し、弁護士活動を通じた法律的専門知識と事務所経営の経験があり、独立した立場からの有用な助言や監査が期待できると考えております。なお、菅尾英文氏の平成26年6月以降開催の取締役会への出席率は100%、高橋孝志氏及び小林俊明氏の平成26年6月以降開催の取締役会及び監査役会への出席率はいずれも100%であります。なお、東堂なをみ氏は平成27年6月25日就任のため該当事項はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の当社からの独立性に関する基準又は方針について、東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方を参考にしており、当社の社外取締役及び社外監査役はいずれも独立性を備えていると判断しております。また、当社の社外取締役及び社外監査役はいずれも東京証券取引所の独立役員として指定し、届出を行っております。

c. 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方を参考に、社外取締役及び社外監査役に期待される役割を果たすことができる候補者を選任し、監査役会への照会及び意見聴取後、取締役会にて審議し、選任し、株主総会に諮っており、各機関によるチェック機能は有効に働いていると判断しております。

d. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、客観性、中立性、公平性に基づいて経営の監督機能を果たすため、定期的に経営監査室、会計監査人と情報交換を行い、監査状況の報告を受け、必要に応じて自ら調査し、助言を行うなど連携して監査機能の向上に寄与しております。内部統制部門に対して直接助言をすることはしないものの、常勤監査役あるいは経営監査室を通じて間接的に監査機能が働いております。また、社外取締役又は社外監査役がその機能発揮に専念できるよう、社外取締役の事務を一部総務部のメンバーが、社外監査役の事務を一部経営監査室のメンバーが補助することにより情報共有、監督・監査機能の強化及び効率化を図っております。この場合において、当該補助者は、取締役の指揮命令・監督下から独立し、それぞれ社外取締役又は社外監査役に属して補助業務を遂行しております。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	448	326	20	102	9
監査役 (社外監査役を除く)	19	19	—	—	2
社外役員	13	13	—	—	3

b. 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役の報酬決定につきましては、株主総会で決議された総枠内で、内規に従って、取締役会において決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成23年6月23日開催の第63回定時株主総会において年額670百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

なお、平成27年6月25日開催の第67期定時株主総会において当該取締役の報酬等の額とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬として、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

⑤ 会計監査の状況

- a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
 指定有限責任社員 業務執行社員 原田 大輔 有限責任 あずさ監査法人
 指定有限責任社員 業務執行社員 松本 学 有限責任 あずさ監査法人
- b. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 10名、その他 9名

⑥ 取締役選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 自己株式取得の決定機関

機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等による自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。

⑧ 中間配当の決定機関

当社は、株主の利益還元を図るため、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における定足数の確保を容易にし、会社意思の決定の迅速化と適切な対応ができることを目的としております。

⑩ 株式の保有状況

- (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

[1] 銘柄数：18

[2] 貸借対照表計上額の合計額：4,673百万円

- (b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友商事株式会社	858,000	1,126	企業間取引の強化
日本化薬株式会社	875,000	1,017	企業間取引の強化
アルフレッサホールディングス株式会社	56,000	376	企業間取引の強化
株式会社メディカルー光	70,000	204	企業間取引の強化
朝日印刷株式会社	82,600	194	企業間取引の強化
ダイト株式会社	80,000	120	企業間取引の強化
株式会社ビケンテクノ	59,000	41	企業間取引の強化
澁谷工業株式会社	9,000	24	企業間取引の強化
株式会社テクノ菱和	31,460	15	企業間取引の強化
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,600	8	企業間取引の強化
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,500	6	企業間取引の強化
株式会社みずほフィナンシャルグループ	18,100	3	企業間取引の強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本化薬株式会社	875,000	1,318	企業間取引の強化
住友商事株式会社	858,000	1,102	企業間取引の強化
株式会社ヤクルト本社	74,400	622	企業間取引の強化
アルフレッサホールディングス株式会社	224,000	379	企業間取引の強化
株式会社メディパルホールディングス	218,100	341	企業間取引の強化
株式会社メディカルー光	70,000	329	企業間取引の強化
ダイト株式会社	88,000	208	企業間取引の強化
朝日印刷株式会社	82,600	181	企業間取引の強化
株式会社ビケンテクノ	59,000	39	企業間取引の強化
澁谷工業株式会社	9,000	20	企業間取引の強化
株式会社テクノ菱和	31,460	20	企業間取引の強化
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,600	11	企業間取引の強化
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,500	6	企業間取引の強化
株式会社みずほフィナンシャルグループ	18,100	3	企業間取引の強化

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(d) 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	42	1	42	21
連結子会社	—	—	—	—
計	42	1	42	21

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、情報セキュリティ管理に関するアドバイザー業務に係るものなどであります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、情報セキュリティ管理に関するアドバイザー業務及び国際財務報告基準に関するアドバイザー業務に係るものなどであります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等に関する情報収集をしております。また、各種研修会にも参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成27年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,536	22,603
受取手形及び売掛金	28,344	32,576
電子記録債権	426	1,542
商品及び製品	19,098	24,067
仕掛品	10,055	9,117
原材料及び貯蔵品	10,029	11,479
繰延税金資産	2,160	2,408
その他	415	492
貸倒引当金	△13	△12
流動資産合計	96,054	104,274
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,378	38,949
減価償却累計額	△14,059	△15,471
建物及び構築物（純額）	22,319	23,478
機械装置及び運搬具	30,407	36,951
減価償却累計額	△17,046	△19,396
機械装置及び運搬具（純額）	13,360	17,554
土地	7,619	7,631
リース資産	91	81
減価償却累計額	△33	△40
リース資産（純額）	57	41
建設仮勘定	2,496	3,999
その他	6,630	7,258
減価償却累計額	△4,643	△5,263
その他（純額）	1,987	1,995
有形固定資産合計	47,841	54,700
無形固定資産	1,847	2,116
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,238	※2 4,687
長期前払費用	65	84
その他	326	341
貸倒引当金	△25	△25
投資その他の資産合計	3,604	5,088
固定資産合計	53,294	61,905
資産合計	149,348	166,179

(単位：百万円)

前連結会計年度
(平成26年3月31日)当連結会計年度
(平成27年3月31日)

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金	16,157	17,054
短期借入金	2,256	2,546
リース債務	17	17
未払金	12,583	15,157
未払法人税等	4,650	3,222
賞与引当金	1,346	1,456
役員賞与引当金	57	58
返品調整引当金	72	68
売上割戻引当金	1,273	1,904
その他	682	722
流動負債合計	39,097	42,208

固定負債

長期借入金	6,373	8,630
リース債務	44	27
繰延税金負債	177	363
退職給付に係る負債	56	45
長期預り金	1,742	1,969
その他	553	535
固定負債合計	8,948	11,571

負債合計

48,046 53,780

純資産の部

株主資本

資本金	27,106	27,124
資本剰余金	27,505	27,596
利益剰余金	52,490	62,868
自己株式	△6,356	△6,229
株主資本合計	100,746	111,359

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	486	951
その他の包括利益累計額合計	486	951

新株予約権

68 87

純資産合計

101,302 112,398

負債純資産合計

149,348 166,179

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
売上高	89,823	105,454
売上原価	※3 48,352	※3 60,047
売上総利益	41,470	45,406
販売費及び一般管理費	※1, ※2 22,380	※1, ※2 24,718
営業利益	19,090	20,688
営業外収益		
受取配当金	66	94
受取補償金	103	33
補助金収入	27	148
その他	123	19
営業外収益合計	320	296
営業外費用		
支払利息	108	142
資金調達費用	105	113
支払補償費	49	43
売上債権売却損	47	63
その他	8	1
営業外費用合計	319	364
経常利益	19,091	20,619
特別利益		
投資有価証券売却益	4	—
特別利益合計	4	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 106	※4 322
特別損失合計	106	322
税金等調整前当期純利益	18,989	20,297
法人税、住民税及び事業税	7,236	6,490
法人税等調整額	△439	△246
法人税等合計	6,797	6,244
少数株主損益調整前当期純利益	12,192	14,053
少数株主損失 (△)	△0	—
当期純利益	12,192	14,053

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	12, 192	14, 053
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	151	464
その他の包括利益合計	※ 151	※ 464
包括利益	12, 344	14, 517
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12, 344	14, 517
少数株主に係る包括利益	△0	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,959	12,293	43,308	△6,471	61,089
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換	15,112	15,112			30,224
新株の発行(新株予約権の行使)	35	35			70
剰余金の配当			△3,001		△3,001
当期純利益			12,192		12,192
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		63		118	181
連結範囲の変動			△8		△8
連結子会社株式の取得による持分の増減					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	15,147	15,211	9,182	115	39,656
当期末残高	27,106	27,505	52,490	△6,356	100,746

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	334	334	45	9	61,479
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					30,224
新株の発行(新株予約権の行使)			△14		55
剰余金の配当					△3,001
当期純利益					12,192
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					181
連結範囲の変動					△8
連結子会社株式の取得による持分の増減				△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	151	151	38	△0	189
当期変動額合計	151	151	23	△9	39,822
当期末残高	486	486	68	—	101,302

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,106	27,505	52,490	△6,356	100,746
当期変動額					
転換社債型新株予約 権付社債の転換					—
新株の発行(新株予 約権の行使)	17	17			35
剰余金の配当			△3,674		△3,674
当期純利益			14,053		14,053
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		73		126	200
連結範囲の変動					—
連結子会社株式の取 得による持分の増減					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計	17	91	10,378	126	10,613
当期末残高	27,124	27,596	62,868	△6,229	111,359

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	486	486	68	—	101,302
当期変動額					
転換社債型新株予約 権付社債の転換					—
新株の発行(新株予 約権の行使)			△9		25
剰余金の配当					△3,674
当期純利益					14,053
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					200
連結範囲の変動					—
連結子会社株式の取 得による持分の増減					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	464	464	28	—	493
当期変動額合計	464	464	18	—	11,096
当期末残高	951	951	87	—	112,398

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,989	20,297
減価償却費	4,989	5,863
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
受取利息及び受取配当金	△138	△94
支払利息	108	142
投資有価証券売却損益 (△は益)	△4	—
固定資産除却損	106	322
売上割戻引当金の増減額 (△は減少)	549	631
賞与引当金の増減額 (△は減少)	42	109
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△24	0
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	8	△3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△89	—
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△587	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	56	△10
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,177	△5,347
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,654	△5,480
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,210	901
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△33	△19
未払金の増減額 (△は減少)	1,648	2,587
その他	1,064	207
小計	19,066	20,106
利息及び配当金の受取額	66	94
利息の支払額	△131	△137
法人税等の支払額	△5,938	△7,951
法人税等の還付額	359	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,422	12,112
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,021	△12,296
無形固定資産の取得による支出	△331	△954
投資有価証券の取得による支出	△999	△799
投資有価証券の売却による収入	8	—
子会社株式の取得による支出	△16	—
長期貸付金の回収による収入	12	—
その他	65	△73
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,283	△14,123
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	5,500	5,000
長期借入金の返済による支出	△2,825	△2,452
新株予約権の行使による株式の発行による収入	55	25
社債の償還による支出	△65	—
自己株式の売却による収入	179	198
自己株式の取得による支出	△3	△0
配当金の支払額	△3,001	△3,674
その他	△18	△17
財務活動によるキャッシュ・フロー	△178	△921

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	4,961	△2,932
現金及び現金同等物の期首残高	20,583	25,536
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 25,536	※ 22,603

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

ケーエム合同会社

Sawai USA, Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

ケーエム合同会社

Sawai USA, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法

(注) 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

④ 返品調整引当金

販売した製商品の返品による損失に備えるため、将来の返品発生見込額に基づく損失相当額を計上しております。

⑤ 売上割戻引当金

販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えるため、将来の売上割戻し発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

化研生薬株式会社においては、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日）に定める簡便法により、当連結会計年度末における自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しております。なお、当連結会計年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っており、これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1)概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」72百万円、「その他」50百万円は、「その他」123百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、平成24年6月1日より従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、「沢井製薬従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して保証を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度351百万円、当連結会計年度223百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度85千株、当連結会計年度54千株、期中平均株式数は、前連結会計年度99千株、当連結会計年度68千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

1 連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
貸出コミットメントラインの総額	21,000百万円	16,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	21,000	16,000

※2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	9百万円	9百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
給料及び手当	5,148百万円	5,538百万円
広告宣伝費	2,015	2,102
業務手数料	2,413	2,473
減価償却費	628	706
研究開発費	5,170	6,109
賞与引当金繰入額	691	760
退職給付費用	256	272

※ 2 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
研究開発費	5,170百万円	6,109百万円

※ 3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による切下額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
売上原価	700百万円	224百万円

※ 4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
建物及び構築物	13百万円	193百万円
機械装置及び運搬具	4	10
その他	88	117

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	235百万円	649百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	235	649
税効果額	△83	△184
その他有価証券評価差額金	151	464
その他の包括利益合計	151	464

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,856,900	22,269,088	—	38,125,988

(変動事由の概要)

当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	17,219,003 株
新株予約権の行使による増加	16,300 株
転換社債型新株予約権付社債の転換による増加	5,033,785 株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	706,412	699,505	21,350	1,384,567

(注) 当連結会計年度の期首及び期末の株式数には、持株会信託(従業員持株会信託型E S O P)が所有する当社株式56,900株及び85,100株を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	699,132 株
単元未満株式の買取請求に基づく取得による増加	373 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

持株会信託による当社株式の売却による減少	21,350 株
----------------------	----------

3 新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	68
合 計		68

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,515	100	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	1,486	90	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(注) 1. 平成25年6月25日定時株主総会決議及び平成25年11月8日取締役会決議に基づく配当金の総額には、持株会信託(従業員持株会信託型E S O P)に対する配当金5百万円及び4百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

2. 1株当たり配当額については、基準日が平成25年9月30日であるため、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割については加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,836	50	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金4百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,125,988	11,600	—	38,137,588

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 11,600 株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,384,567	72	30,800	1,353,839

(注) 当連結会計年度の期首及び期末の株式数には、持株会信託（従業員持株会信託型E S O P）が所有する当社株式 85,100株及び54,300株を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求に基づく取得による増加 72 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

持株会信託による当社株式の売却による減少 30,800 株

3 新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	87
合 計		87

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,836	50	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	1,837	50	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(注) 平成26年6月25日定時株主総会決議及び平成26年11月7日取締役会決議に基づく配当金の総額には、持株会信託（従業員持株会信託型E S O P）に対する配当金4百万円及び3百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,023	55	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(注) 配当金の総額には、持株会信託（従業員持株会信託型E S O P）に対する配当金3百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	25,536百万円	22,603百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	—	—
現金及び現金同等物	25,536	22,603

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として金融機関及び資本市場からの調達による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、個別銘柄毎の実態に応じたリスク管理を行うとともに、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は期末現在において全て返済済みであり、長期借入金のうち1年以内に返済期限の到来する部分のみを短期借入金として表記しております。

長期借入金（原則として7年以内）は運転資金及び設備資金に係る資金調達です。長期借入金の金利は、支払金利の変動リスク回避を目的とした固定金利での調達と、現状の低金利局面でのメリット確保を目的とした変動金利での調達とのバランスを考慮して、都度調達金利を決定しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	25,536	25,536	—
(2)	受取手形及び売掛金	28,344	28,344	—
(3)	電子記録債権	426	426	—
(4)	投資有価証券 その他有価証券	3,144	3,144	—
資産計		57,452	57,452	—
(1)	支払手形及び買掛金	16,157	16,157	—
(2)	短期借入金	2,256	2,262	6
(3)	未払金	12,583	12,583	—
(4)	未払法人税等	4,650	4,650	—
(5)	長期借入金	6,373	6,397	24
(6)	長期預り金	1,742	1,742	—
負債計		43,763	43,794	30

		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	22,603	22,603	—
(2)	受取手形及び売掛金	32,576	32,576	—
(3)	電子記録債権	1,542	1,542	—
(4)	投資有価証券 其他有価証券	4,593	4,593	—
資産計		61,316	61,316	—
(1)	支払手形及び買掛金	17,054	17,054	—
(2)	短期借入金	2,546	2,550	3
(3)	未払金	15,157	15,157	—
(4)	未払法人税等	3,222	3,222	—
(5)	長期借入金	8,630	8,647	16
(6)	長期預り金	1,969	1,969	—
負債計		48,580	48,601	20

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は其他有価証券として保有しております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、並びに(4)未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、1年以内に返済期日の到来する長期借入金につきましては(5)の長期借入金の方法によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (6) 長期預り金

変動金利によるものであるため、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	93	93

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	25,536	—	—	—
受取手形及び売掛金	28,344	—	—	—
電子記録債権	426	—	—	—
合計	54,307	—	—	—

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,603	—	—	—
受取手形及び売掛金	32,576	—	—	—
電子記録債権	1,542	—	—	—
合計	56,722	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金(※)	2,256	1,832	951	886	1,036	1,369

※ 長期借入金のうち、E S O P 信託借入金296百万円については、償還予定額が見込めないため、含めておりません。
また、長期預り金については、返済予定時期が確定していないため、記載しておりません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金(※)	2,546	1,665	1,600	1,600	1,600	2,062

※ 長期借入金のうち、E S O P 信託借入金100百万円については、償還予定額が見込めないため、含めておりません。
また、長期預り金については、返済予定時期が確定していないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	3,143	2,389	754
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	3,143	2,389	754
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	1	1	△0
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	1	1	△0
合計	3,144	2,390	754

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 93百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	4,593	3,189	1,403
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	4,593	3,189	1,403
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	4,593	3,189	1,403

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 93百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
① 株式	8	4	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	8	4	—

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループでは、デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

化研生薬株式会社においては、確定給付型の制度として、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。同社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社及びメディサ新薬株式会社は平成17年10月に確定拠出年金制度（前払い退職金制度を含む）へ移行しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	89百万円	56百万円
退職給付費用	6	5
退職給付の支払額	△38	△16
差引額	56	45

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成27年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	56百万円	45百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	45
退職給付に係る負債	56百万円	45百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	45

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 6百万円 当連結会計年度 5百万円

3. 確定拠出制度

当社及びメディサ新薬株式会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度393百万円、当連結会計年度414百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	38	28

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
営業外収益「その他」	0	—

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年 8 月発行新株予約権	2013年 7 月発行新株予約権	2014年 8 月発行新株予約権
会社名	沢井製薬株式会社	沢井製薬株式会社	沢井製薬株式会社
付与対象者の区分及び 人数	当社の取締役 9 名、監査役 1 名、従業員664名、子会 社従業員39名	当社の取締役 8 名、執行役 員 6 名	当社の取締役 8 名、執行役 員 7 名
株式の種類別の ストック・オプションの 数 (注)	普通株式 391,400株	普通株式 7,800株	普通株式 6,200株
付与日	平成20年 8 月11日	平成25年 7 月10日	平成26年 8 月11日
権利確定条件	付与日 (平成20年 8 月11 日) 以降、平成22年 8 月11 日まで継続して勤務してい ること。ただし、当社又は 当社の関係会社の取締役又 は監査役が任期満了により 又は法令変更に伴い退任し た場合又は同社若しくは同 社の関係会社の従業員又は 嘱託社員が定年により退職 した場合及び会社都合等の 正当な理由による退職の場 合は、この限りでない。	新株予約権者は、新株予約 権の行使期間において、当 社の取締役及び執行役員の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日を経過す るまでの期間に限り、新株 予約権を行使することがで きる。 その他の行使の条件につい ては、当社と新株予約権者 との間で締結する「新株予 約権割当契約」に定めると ころによる。	新株予約権者は、新株予約 権の行使期間において、当 社の取締役及び執行役員の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日を経過す るまでの期間に限り、新株 予約権を行使することがで きる。 その他の行使の条件につい ては、当社と新株予約権者 との間で締結する「新株予 約権割当契約」に定めると ころによる。
対象勤務期間	自 平成20年 8 月11日 至 平成22年 8 月11日	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成22年 8 月12日 至 平成27年 8 月11日	自 平成25年 7 月11日 至 平成55年 7 月10日	自 平成26年 8 月12日 至 平成56年 8 月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年8月発行新株予約権	2013年7月発行新株予約権	2014年8月発行新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	7,800	—
付与	—	—	6,200
失効	—	—	—
権利確定	—	600	—
未確定残	—	7,200	6,200
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	49,000	—	—
権利確定	—	600	—
権利行使	11,000	600	—
失効	—	—	—
未行使残	38,000	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2008年8月発行新株予約権	2013年7月発行新株予約権	2014年8月発行新株予約権
権利行使価格（円）	2,325	1	1
行使時平均株価（円）	6,786	5,893	—
付与日における公正な評価単価（円）	629	4,895	4,555

(注) 1. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

2. 付与日における公正な評価単価は、株式分割に伴う調整により生じた1円未満の端数を切り上げて表示しております。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	36.916%
予想残存期間	(注) 2	15年
予想配当	(注) 3	95円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.958%

(注) 1. 予想残存期間に対応する株価実績に基づき計算しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成26年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
売上割戻引当金	451百万円	628百万円
たな卸資産評価損	556	601
賞与引当金	477	480
未払事業税	362	309
たな卸資産内部利益	103	214
建物除却損	127	203
長期未払金	196	172
減損損失	175	159
その他	408	361
繰延税金資産小計	2,860	3,131
評価性引当額	△346	△396
繰延税金資産合計	2,513	2,735
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△262百万円	△237百万円
その他有価証券評価差額金	△267	△452
その他	△0	△0
繰延税金負債合計	△530	△690
繰延税金資産の純額	1,983	2,045

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.9%	35.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%	△0.1%
住民税均等割等	0.2%	0.2%
法人税額特別控除	△3.7%	△6.6%
評価性引当額増減	△0.2%	0.4%
その他	0.7%	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%	30.8%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が123百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が169百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社の行う事業は、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮した結果、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社メディセオ	11,857	製薬事業
アルフレッサ株式会社	9,660	製薬事業

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社メディセオ	16,363	製薬事業
アルフレッサ株式会社	11,871	製薬事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	2,755円29銭	3,053円29銭
1株当たり当期純利益金額	365円18銭	382円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	330円41銭	381円85銭

(注) 1. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	12,192	14,053
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,192	14,053
普通株式の期中平均株式数(株)	33,388,717	36,762,538
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	△44	—
(うち受取利息(税額相当額控除後)) (百万円)	(△44)	—
普通株式増加数(株)	3,377,819	39,965
(うち新株予約権付社債)(株)	(3,337,485)	—
(うち新株予約権)(株)	(40,333)	(39,965)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	101,302	112,398
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	68	87
(うち新株予約権)(百万円)	(68)	(87)
(うち少数株主持分)(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,233	112,311
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	36,741,421	36,783,749

4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前連結会計年度 99,229株 当連結会計年度 68,700株

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

前連結会計年度 85,100株 当連結会計年度 54,300株

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、平成26年11月28日に締結した吸収分割契約に基づき、平成27年4月1日付で田辺三菱製薬工場株式会社の鹿島工場における医薬品製造事業を承継いたしました。なお、被取得企業は田辺三菱製薬工場株式会社ですが、当該企業結合に付随して田辺三菱製薬株式会社及び三菱化学株式会社との間でそれぞれ資産譲渡契約等を締結しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

相手先企業の名称 田辺三菱製薬工場株式会社

事業の内容 田辺三菱製薬工場株式会社の鹿島工場に係る医薬品製造事業

②企業結合を行った主な理由

当社は、平成24年5月に公表しました中期経営計画「M1 TRUST 2015」において、「生産能力増強による高品質な製品の安定供給体制強化」を掲げ、千葉県茂原市の関東工場に新製剤工場を建設し、年間100億錠の生産体制の早期構築を進めておりますが、平成25年4月に厚生労働省から公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、平成30年3月末までにジェネリック医薬品の数量シェア60%以上にするという目標が掲げられたことから、ジェネリック医薬品の今後一層の需要増加が見込まれます。そこで、当社は、生産能力の増強を前倒しで実施して対応する必要があると判断したため、田辺三菱製薬と協議し、固形製剤と注射剤に高い技術力と生産能力を有する田辺三菱製薬工場の鹿島工場を譲り受けることによって、さらなる安定供給力の向上を図ることにいたしました。また、工場の譲り受けに合わせ、鹿島工場の高い技術力と高度な品質管理水準を持つ従業員を受け継ぐことで、増産に必要な人材の確保も図ります。

③企業結合日

平成27年4月1日

④企業結合の法的形式

田辺三菱製薬工場株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

⑤結合後企業の名称

沢井製薬株式会社

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

沢井製薬株式会社が、現金を対価として田辺三菱製薬工場株式会社の鹿島工場における医薬品製造事業を承継したことに由来するものであります。

(2) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	5,181百万円
	リース債務	1,521百万円
	未払金	125百万円
取得原価		6,828百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 18百万円

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額 841百万円

②発生原因

取得した資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額により、発生したものであります。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,905	百万円
固定資産	5,072	百万円
資産合計	7,977	百万円
固定負債	307	百万円
負債合計	307	百万円

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	2,256	2,546	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	17	17	3.1	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	6,373	8,630	1.0	平成28年4月1日～ 平成34年3月31日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	44	27	3.1	平成28年4月1日～ 平成30年12月31日
その他の有利子負債 長期預り金	1,742	1,969	0.5	—
合計	10,434	13,191	—	—

- (注) 1. 平均利率は、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金(※)	1,665	1,600	1,600	1,600
リース債務	15	9	1	—

※ 長期借入金のうち、E S O P信託借入金100百万円については、償還予定額が見込めないため、含めておりません。

また、その他の有利子負債については、返済予定時期が確定していないため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	25,124	50,202	80,190	105,454
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	5,023	10,139	17,057	20,297
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	3,438	6,997	11,705	14,053
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	93.58	190.40	318.45	382.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	93.58	96.83	128.04	63.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,838	20,621
受取手形	6,438	5,571
売掛金	21,279	26,347
電子記録債権	256	1,390
商品及び製品	19,162	24,528
仕掛品	9,972	9,006
原材料及び貯蔵品	9,947	11,396
前払費用	174	197
繰延税金資産	2,036	2,176
その他	153	208
貸倒引当金	△11	△13
流動資産合計	93,248	101,430
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,615	22,786
構築物	569	564
機械及び装置	13,346	17,529
車両運搬具	8	21
工具、器具及び備品	1,982	1,991
土地	7,393	7,404
建設仮勘定	2,496	3,999
その他	57	41
有形固定資産合計	47,471	54,339
無形固定資産		
ソフトウェア	1,600	1,605
その他	245	509
無形固定資産合計	1,845	2,115
投資その他の資産		
投資有価証券	3,225	4,673
関係会社株式	1,376	1,376
その他	391	426
貸倒引当金	△25	△25
投資その他の資産合計	4,968	6,450
固定資産合計	54,284	62,905
資産合計	147,533	164,336

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3 月31 日)	当事業年度 (平成27年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,692	2,992
買掛金	12,374	14,122
1年内返済予定の長期借入金	2,256	2,546
未払金	12,561	15,088
未払費用	424	469
未払法人税等	4,462	3,055
賞与引当金	1,318	1,430
役員賞与引当金	57	58
返品調整引当金	72	68
売上割戻引当金	1,273	1,904
その他	255	251
流動負債合計	38,750	41,987
固定負債		
長期借入金	6,373	8,630
繰延税金負債	132	325
長期預り金	1,742	1,969
その他	598	562
固定負債合計	8,846	11,488
負債合計	47,596	53,476
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,106	27,124
資本剰余金		
資本準備金	27,430	27,448
その他資本剰余金	74	148
資本剰余金合計	27,505	27,596
利益剰余金		
利益準備金	400	400
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	342	360
別途積立金	20,400	22,400
繰越利益剰余金	29,981	38,169
利益剰余金合計	51,125	61,331
自己株式	△6,356	△6,229
株主資本合計	99,381	109,822
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	486	950
評価・換算差額等合計	486	950
新株予約権	68	87
純資産合計	99,936	110,860
負債純資産合計	147,533	164,336

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
売上高	88,969	104,678
売上原価	48,589	60,222
売上総利益	40,379	44,455
返品調整引当金繰入額	8	—
返品調整引当金戻入額	—	3
差引売上総利益	40,371	44,459
販売費及び一般管理費	※1 21,797	※1 24,210
営業利益	18,574	20,248
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	186
その他	179	224
営業外収益合計	409	410
営業外費用		
支払利息	108	142
その他	206	222
営業外費用合計	314	365
経常利益	18,669	20,293
特別利益		
投資有価証券売却益	4	—
特別利益合計	4	—
特別損失		
固定資産除却損	106	322
特別損失合計	106	322
税引前当期純利益	18,567	19,971
法人税、住民税及び事業税	7,021	6,222
法人税等調整額	△422	△130
法人税等合計	6,599	6,091
当期純利益	11,967	13,880

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		25,618	47.1	31,275	49.5
II 労務費	※1	5,315	9.8	6,418	10.1
III 経費	※2	23,486	43.1	25,543	40.4
当期総製造費用		54,420	100.0	63,237	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,906		9,972	
合計		61,326		73,210	
期末仕掛品たな卸高		9,972		9,006	
他勘定振替高		62		87	
当期製品製造原価	※3	51,291		64,116	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算を採用しております。

※1. 労務費のうち、引当金繰入額は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
賞与引当金繰入額 (百万円)	486	533

※2. 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
外注加工費 (百万円)	16,591	17,164
業務手数料 (百万円)	107	122
水道光熱費 (百万円)	1,190	1,444
減価償却費 (百万円)	3,789	4,567

※3. 当期製品製造原価と売上原価の調整表

区分	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
当期製品製造原価 (百万円)	51,291	64,116
商品及び製品期首たな卸高 (百万円)	15,256	19,162
当期商品仕入高 (百万円)	1,295	1,545
合計 (百万円)	67,843	84,824
他勘定振替高 (百万円) (注)	91	73
商品及び製品期末たな卸高 (百万円)	19,162	24,528
売上原価合計 (百万円)	48,589	60,222

(注) 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
販売促進費等 (百万円)	91	73

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	11,959	12,282	11	12,293
当期変動額				
転換社債型新株予約権付社債の転換	15,112	15,112		15,112
新株の発行（新株予約権の行使）	35	35		35
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			63	63
別途積立金の積立				
税率変更による積立金の調整額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	15,147	15,147	63	15,211
当期末残高	27,106	27,430	74	27,505

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	400	342	18,400	23,015	42,159
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					
新株の発行（新株予約権の行使）					
剰余金の配当				△3,001	△3,001
当期純利益				11,967	11,967
自己株式の取得					
自己株式の処分					
別途積立金の積立			2,000	△2,000	—
税率変更による積立金の調整額					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,000	6,966	8,966
当期末残高	400	342	20,400	29,981	51,125

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△6,471	59,941	334	334	45	60,320
当期変動額						
転換社債型新株予約 権付社債の転換		30,224				30,224
新株の発行（新株予 約権の行使）		70			△14	55
剰余金の配当		△3,001				△3,001
当期純利益		11,967				11,967
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	118	181				181
別途積立金の積立		—				—
税率変更による積立 金の調整額		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			152	152	38	190
当期変動額合計	115	39,440	152	152	23	39,615
当期末残高	△6,356	99,381	486	486	68	99,936

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,106	27,430	74	27,505
当期変動額				
転換社債型新株予約権付社債の転換				
新株の発行（新株予約権の行使）	17	17		17
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			73	73
別途積立金の積立				
税率変更による積立金の調整額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	17	17	73	91
当期末残高	27,124	27,448	148	27,596

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	400	342	20,400	29,981	51,125
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					
新株の発行（新株予約権の行使）					
剰余金の配当				△3,674	△3,674
当期純利益				13,880	13,880
自己株式の取得					
自己株式の処分					
別途積立金の積立			2,000	△2,000	—
税率変更による積立金の調整額		17		△17	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	17	2,000	8,187	10,205
当期末残高	400	360	22,400	38,169	61,331

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△6,356	99,381	486	486	68	99,936
当期変動額						
転換社債型新株予約 権付社債の転換		—				—
新株の発行（新株予 約権の行使）		35			△9	25
剰余金の配当		△3,674				△3,674
当期純利益		13,880				13,880
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	126	200				200
別途積立金の積立		—				—
税率変更による積立 金の調整額		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			464	464	28	492
当期変動額合計	126	10,440	464	464	18	10,923
当期末残高	△6,229	109,822	950	950	87	110,860

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

（注）貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 返品調整引当金

販売した製商品の返品による損失に備えるため、将来の返品発生見込額に基づく損失相当額を計上しております。

(5) 売上割戻引当金

販売した製商品に対する将来の売上割戻しに備えるため、将来の売上割戻し発生見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用しております。なお、当事業年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っており、これによる財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

- 1 運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

事業年度における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出コミットメントラインの総額	21,000百万円	16,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	21,000	16,000

- 2 関係会社項目

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	245百万円	310百万円
短期金銭債務	38	77

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度56%であります。

主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給料及び手当	4,908百万円	5,321百万円
広告宣伝費	2,008	2,090
業務手数料	2,361	2,429
減価償却費	622	700
研究開発費	5,138	6,083
賞与引当金繰入額	642	716

- 2 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	2,166百万円	2,669百万円
仕入高	485	649
有償支給	4,831	6,476
営業取引以外の収益	113	112

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,376百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,376百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
繰延税金資産		
売上割戻引当金	451百万円	628百万円
たな卸資産評価損	551	595
賞与引当金	468	472
未払事業税	347	296
建物除却損	127	203
長期未払金	196	172
減損損失	175	159
その他	350	313
繰延税金資産小計	2,668	2,841
評価性引当額	△307	△367
繰延税金資産合計	2,360	2,473
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△267百万円	△451百万円
固定資産圧縮積立金	△188	△171
繰延税金負債合計	△456	△623
繰延税金資産の純額	1,904	1,850

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
法定実効税率	37.9%	35.5%
(調整)		
法人税額特別控除	△3.7	△6.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△0.3
住民税均等割額	0.2	0.2
評価性引当額増減	△0.2	0.5
その他	0.6	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.5	30.5

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が128百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、平成26年11月28日に締結した吸収分割契約に基づき、平成27年4月1日付で田辺三菱製薬工場株式会社の鹿島工場における医薬品製造事業を承継いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	35,016	2,746	230	37,533	14,746	1,381	22,786
構築物	925	53	—	979	414	59	564
機械及び装置	30,175	7,245	707	36,713	19,183	3,051	17,529
車両運搬具	39	18	—	58	36	6	21
工具、器具及び備品	6,562	756	128	7,190	5,198	740	1,991
土地	7,393	11	—	7,404	—	—	7,404
建設仮勘定	2,496	3,885	2,383	3,999	—	—	3,999
その他	84	—	2	81	40	16	41
有形固定資産計	82,693	14,718	3,452	93,959	39,620	5,256	54,339
無形固定資産							
ソフトウェア	3,040	601	420	3,221	1,615	567	1,605
その他	257	505	210	552	42	30	509
無形固定資産計	3,297	1,106	631	3,773	1,657	597	2,115
長期前払費用	147	72	88	131	47	26	84

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

- 建物 関東工場の3号棟実装化工事に伴う投資2,273百万円であります。
- 機械及び装置 関東工場の3号棟実装化工事に伴う投資3,079百万円、
その他各工場における生産量増加対応投資4,166百万円であります。
- 建設仮勘定 関東工場の4号棟工事に伴う投資1,198百万円、
江坂開発センターに伴う投資2,641百万円であります。

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

- 建設仮勘定 関東工場の3号棟実装化工事に伴う投資2,273百万円であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	37	13	11	39
賞与引当金	1,318	1,430	1,318	1,430
役員賞与引当金	57	58	57	58
返品調整引当金	72	68	72	68
売上割戻引当金	1,273	1,904	1,273	1,904

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	3 月 31 日、9 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として「株式取扱規則」で定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sawai.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並び
に確認書 | 事業年度
(第66期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の訂正
報告書及び確認書 | 事業年度
(第66期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年7月9日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 内部統制報告書 | 事業年度
(第66期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書及び
確認書 | 事業年度
(第67期第1四半期) | 自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日 | 平成26年8月8日
関東財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第67期第2四半期) | 自 平成26年7月1日
至 平成26年9月30日 | 平成26年11月10日
関東財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第67期第3四半期) | 自 平成26年10月1日
至 平成26年12月31日 | 平成27年2月9日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | 平成26年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）の規定に基づく臨時報告書 | | 平成26年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書の訂正
報告書 | 平成26年6月30日提出の臨時報告書（吸収分割）の訂正報告書 | | 平成26年12月1日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 発行登録書（株券、社
債券等）及びその添付
書類 | | | 平成27年3月16日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 発行登録追補書類（株
券、社債券等）及びそ
の添付書類 | | | 平成27年6月5日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6 月25日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 学 ㊞

<財務諸表監査>

監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沢井製薬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沢井製薬株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、沢井製薬株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月25日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松 本 学 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沢井製薬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沢井製薬株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。